

[事案 26-15] 二重払保険料返還請求

・平成 26 年 11 月 4 日 裁定終了

<事案の概要>

自動振替貸付により立替払いとなった、平成 14 年度分の保険料は、担当者に支払済であるとして、その返還等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 8 年 3 月に契約した年金保険について、平成 14 年度分の年払保険料が自動振替貸付により立替払いとなっていたことが平成 23 年 12 月に発覚した。

以下の対応をしてほしい。

- (1) 保険会社との話合いの結果、やむを得ず立替払いとなっていた平成 14 年度分の年払保険料相当額を支払ったが、その前後の保険料の集金はできているのに平成 14 年度分のみ集金できなかったとは考え難く、実際には担当者の集金に応じて保険料を支払っている。よって、年払保険料相当額を返還してほしい（主張①）。
- (2) 平成 2 年 5 月に契約した終身保険について、毎年 12 月に見直しを行いたい旨表明していたにもかかわらず、上記トラブル以降訪問が行われなくなったために見直しができなかった。よって、平成 24 年 5 月に遡及して減額変更してほしい（主張②）。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

1. 主張①について

- (1) 自動振替貸付による立替えは、平成 14 年度分の年払保険料が未払いであったために実行されたものであり、平成 15 年以降、毎年保険料の立替えがある旨の通知をしている。
- (2) 申立人が同保険料を支払済みであることを裏付ける資料はない。

2. 主張②について

トラブル以降、何ら具体的な減額の申出がなかった以上、遡及しての減額請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 以下の理由により、申立人が平成 14 年当時に年金保険に関する保険料を払い込んだと認めることはできず、主張①を認めることはできない。
 - (1) 年金保険の約款によれば、年払契約の場合、第 2 回以後の保険料は払込期月の翌々月の月ごとの応答日までを猶予期間とし、保険料が払い込まれないまま猶予期間を経過した場合でも、払い込むべき保険料とその利息の合計額が解約返戻金額を超えない間は、猶予期間満了日に保険料を貸し付け、保険契約を有効に継続させることとされている。
 - (2) 保険会社からは、平成 15 年 5 月に、自動振替貸付された保険料およびその利息の合計額が記載された契約内容のお知らせ書面が発送されている。
 - (3) 保険料の二重払いを理由として保険料の返還請求を行う場合の、保険料を支払った事実の

立証責任は基本的に返還請求を行う申立人側にあるが、申立人の主張の根拠は「平成 14 年度分のみ集金できなかったとは考え難い」との点のみであり、当事者から、保険料が支払われたことを窺わせる証拠は提出されていない。

(4) なお、申立人は、担当者が保険料を費消したとも主張しているが、申立人からその根拠となる具体的な事実の主張や証拠の提出もないので、これを認めることはできない。

2. 以下の理由により、請求②を認めることはできない。

(1) 申立人は保険料を減額する機会を失わされ、高い保険料のまま継続せざるを得ず、保険料差額分の損害が生じたとして、不法行為に基づく損害賠償（民法 709 条）を請求しているものと判断する。

(2) しかし、担当者の訪問がなかったとしても、保険料の減額を希望するのであれば保険会社に連絡して手続きを行えばよく、保険会社が減額手続を妨害した等の事情も窺えない以上、申立人の主張を認めることはできない。